

職員の勤務労働条件について（小委員会交渉）

令和5年6月22日（木）

局 側：環境局総務部職員課担当係長

組合側：大阪市職員労働組合環境局支部 書記長

（局 側）

総務部職員課の服務指導・査察業務に従事する再任用職員については、勤務時間は9時から17時15分（休憩時間：12時15分から13時00分）を基本とし、週30時間の短時間勤務として、運営評価等の各職場を対象とした査察や職場巡視に加え、広聴や公益通報等にかかる調査・事実確認等を実施している。当該担当は査察業務が主な業務内容であり、出勤時、退庁後の職員の査察を早朝、夜間に行うことが業務上必要不可欠であるが、現在、早朝、夜間の査察対応をおこなう場合は超過勤務によらざるを得ず、不要な長時間勤務を強いることになり、業務と勤務時間の不整合が生じている。

ついては、①7時00分から15時15分（休憩時間 11時30分から12時15分）、②7時30分から15時45分（休憩時間 11時30分から12時15分）、③8時00分から16時15分（休憩時間 12時15分から13時00分）、④8時30分から16時45分（休憩時間 12時15分から13時00分）、⑤9時30分から17時45分（休憩時間 13時00分から13時45分）、⑥10時00分から18時15分（休憩時間 13時00分から13時45分）、⑦11時00分から19時15分（休憩時間 14時00分から14時45分）の時差勤務時間を設定したい。なお、時差勤務を導入するため、一斉休憩の適用を除外したい。

業務能率の向上、労働負荷の低減を図るため、時差勤務の導入にご理解とご協力を
お願いしたい。

（組合側）

ただいま、局側から時差勤務の導入についての提案があつたが、本提案が業務能率の向上、労働負荷の低減に資するものとして了承するが、管理監督者においては、今後とも適切な労働環境の確保に努力を重ねられるよう要請しておく。

（局 側）

承知した。以上で本日の交渉を終了する。